

電気設備に係る重大事故の発生状況と対応について

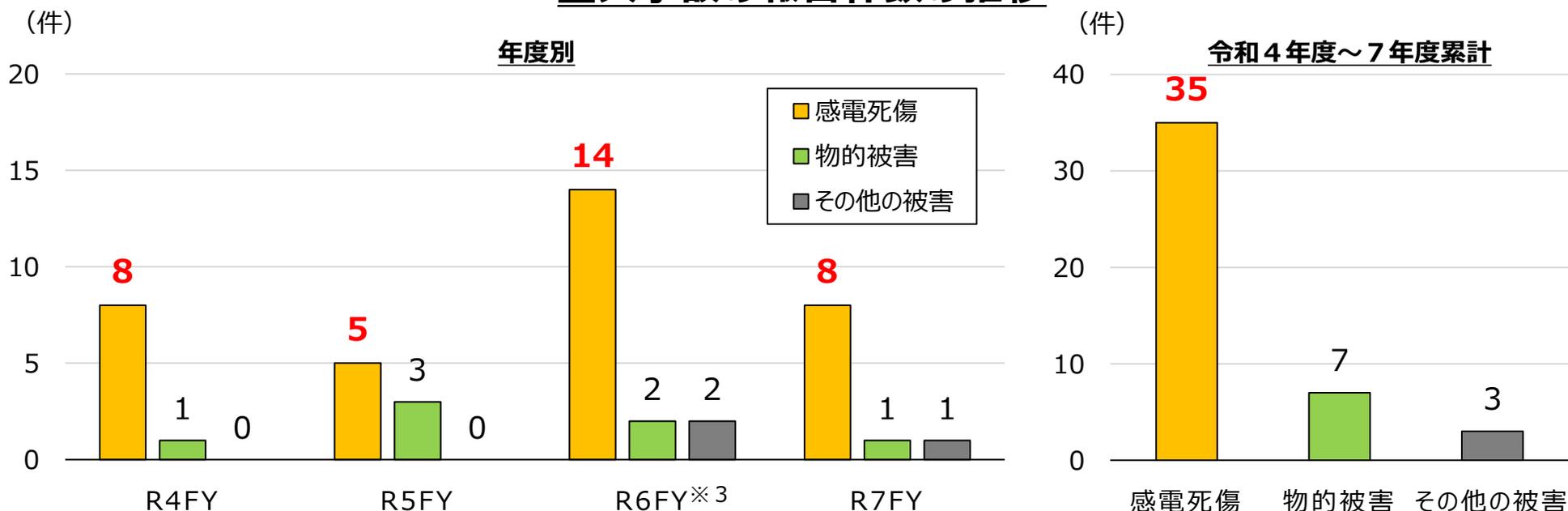
令和8年3月12日

産業保安・安全グループ 電力安全課

重大事故の発生状況

- 電気設備の設置者は、設備に関して感電死傷事故等が発生した場合、経済産業省への報告が義務付けられており、報告された事故は毎年、電気保安統計として分類・公表。
- また、令和4年度の電力安全小委員会において、電気保安統計における事故のうち、重大事故^{※1}を定義・収集し、毎年公表することとした。
- 令和7年度は10件の重大事故（うち、8件が感電死傷事故）の報告^{※2}があり、前年度から8件減少。

重大事故の報告件数の推移



(※1) 死者1名以上/重傷者2名以上/重傷者1名以上かつ負傷者3名以上/負傷者6名以上/爆発・火災等により多大な物的被害が生じたもの。

(※2) 令和8年3月6日までの速報値であり、今後、件数等は変動し得る。

(※3) 第30回（令和7年3月17日開催）の本小委員会で報告した件数（令和7年3月10日時点の速報値）は14件であり、その後、令和6年度の感電死傷が3件、その他の被害が1件増加。

令和4年度～7年度の感電死傷に係る重大事故の原因分類（直接要因） ※4

- **感電死傷に係る重大事故の多くは、①安全管理ルールの不備（10件）、②安全管理ルール・手順の周知不足・未徹底（40件）、③作業員の能力・知識の不足（10件）、④電気工事業者以外の他業者への注意・情報共有不足（6件）等に起因。**

① 安全管理ルールの不備（10件）

※ルール・手順書が欠落していたと考えられるもの。

● 作業ルール・作業手順書が整備されていなかった（10件）

- 配線相違未共有と確認不足のまま短絡接地器具未取付で作業したことによる感電
- 線路停止ルール未整備と危険予知不足のまま現地判断で伐採したことによる電線接近・感電
- 電気室未施錠で立入管理不備のまま作業員が単独入室したことによる充電部接触
- 手順書未整備で接近管理不十分のままブームが高圧線に近接したことによる感電
- 活線作業情報未共有と防護措置不足のまま通電認識なく作業したことによる銅バー接触
- 渡りケーブル課電の未把握と情報共有不足のまま作業したことによるケーブルヘッド近接・接触等

② 安全管理ルール・手順の周知不足・未徹底（40件）

※定められていたルール・手順等が周知・教育不足により、現場で実行されなかったと考えられるもの。

● 本来無電圧化・遮断措置がルール化されていたが未実施だったもの（8件）

- アクリルパネルを外して通電中キュービクル内へ立ち入ったことによる充電部接触
- 主電源未開放でコンセントプラグを切り離れたことによる電源側充電部接触
- 計画外の電流測定を行い通電中銅バーへ接触したことによる感電
- 電気主任技術者への依頼を省略して活線状態でケーブル接続作業を行ったことによる充電部接触
- 電源を遮断せず活線状態で電気工事を行ったことによる充電配線接触 等

● 危険区画への立入禁止の徹底不足（4件）

- 通電中キュービクル内へ侵入したことによる充電部接触
- 給電ボックスのアクリル板を外して内部へ手を入れたことによる充電部接触 等

● 絶縁用保護具・防護管等の未使用（4件）

- 配電盤の電源を遮断せず絶縁手袋を着用せずに作業を実施し感電
- 受電ケーブル接続部へ防護管未取り付けの足場作業で接触 等

● 作業前に電気主任技術者に連絡していなかったもの（24件）

③ 作業員の能力・知識の不足（10件）

※ルール・手順書化に馴染まないような事項における作業員等による現場での誤判断や一般的な電氣的知識の欠落等によると考えられるもの。

● 電氣的構造・回路の理解不足（3件）

- LED照明の配線逆接続のままコンセントプラグを切離したことによる充電部への接触
- 太陽電池発電所のモジュール誤接続による高電圧発生とコネクタ開放によるアーク発生からの感電 等

● 危険予知・作業判断能力の不足（7件）

- 天井クレーンのトロリー線調査で電源断せずに上部へ登る判断をして接触
- クレーン作業計画変更後に電線離隔再確認不足でクレーンを使用したことによる電線接触
- 建柱工事で防護具の役割・性能の理解が浅く、危険認識が作業員ごとにばらつく状況が存在
- 樹木伐採で竹が電線へ接近する危険を判断できず、一線地絡から感電へ 等

④ 電気工事業者以外の他業者への注意・情報共有不足（6件）

- 建設業者等への情報共有不足のため、建物建築での足場組立者が近傍電線に接触（電線防護の依頼未実施）
- 高所作業車使用の樹木伐採で、送電線下作業の危険性が発注者から施工会社に十分共有されず接触事故 等

⑤ 夏季特有の事故要因（1件）

※高温環境・体調変化など

- 発汗により皮膚抵抗が低下し感電しやすいリスクがあった。また、日中の暑さによる疲労・集中力低下で判断力が下がっていた

⑥ 不明・その他（3件）

- 発災時の状況から何らかの要因により高圧受配電盤充電部に接触し感電したと推測されるが、詳細が明らかにならなかった
- 建物から構内第1柱に飛び移り感電したが動機が不明 等

（※4） 令和4年度から令和7年度に報告があったもの。括弧内は原因別の件数であり重複計上している。速報値であり今後更新の可能性あり。

（出典）電気関係報告規則に基づく報告を基に経済産業省において作成

令和4年度～7年度の感電死傷に係る重大事故の発生件数及び発生時の状況※5

- 令和4年度～7年度の感電死傷に係る重大事故35件のうち、作業員の事故が25件、第三者の過失等による事故が10件発生。
- また、作業員の事故のうち、夏季に発生した事故は15件、二次請け以上の作業員の事故は10件であった。第三者の過失等による事故では、電気工事以外の作業者が送配電線路に接触して感電した事故等が発生している。
- 作業員の事故のうち、需要設備及び送配電線路の事故が23件発生したが、他方で、直近の令和6年度及び令和7年度においては、需要設備及び送配電線路以外の設備（太陽電池発電所及び水力発電所）の事故も新たに発生。

感電死傷： 35件（8件）	作業員の事故： 25件（6件）	【事故発生時の状況】		
		発生時期	夏季（7～9月）	それ以外の季節
			15件（3件）	10件（3件）
		発生時間帯	昼間作業時	夜間作業時
			21件（6件）	4件（0件）
		単独作業	該当	非該当
			8件（0件）	17件（6件）
		二次請け 以上	該当	非該当
10件（1件）	15件（5件）			
発生場所	需要設備及び送配電線路	その他の設備（発電所等）		
	23件（5件）	2件（1件）		
第三者の過失等による事故：10件（2件）				

（※5）令和4年度から令和7年度に報告があったもの。括弧内は令和7年度の内数。速報値であり今後更新の可能性あり。

（出典）電気関係報告規則に基づく報告を基に経済産業省において作成

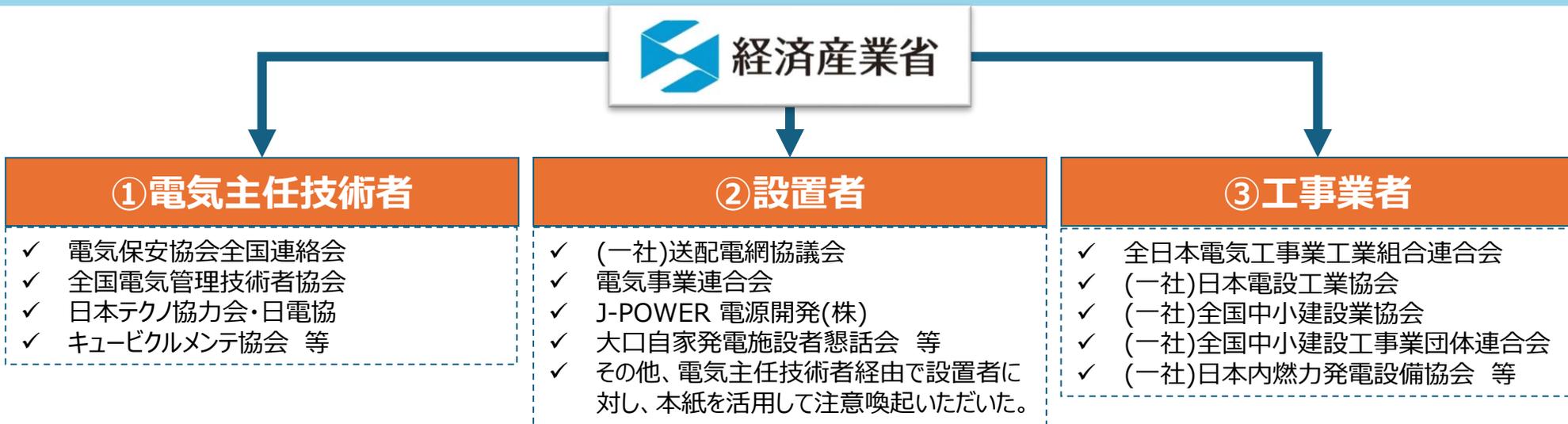
感電死傷に係る重大事故への対応

令和4年度～7年度の感電死傷事故の原因、発生時の状況を踏まえ、感電死傷事故が増加する夏季に向けて、下記の旨の注意喚起等を実施する。

- 安全な作業に当たっては、各事業者において、安全管理ルール・手順書を整備すること大前提。この点、直接的な原因として、例えば、キュービクル内作業で手順書未整備のまま入室・作業するといった安全管理ルールの不備に起因するものが発生している。
- また、安全確保のためには、安全管理ルール・手順書が実践されることが重要。例えば、分電盤での作業時、感電防止措置を講じず素手で活線近接作業をするといった、安全管理ルール・手順の周知不足等に起因する事故が発生している。このため、設置者だけでなく、電気設備の保安監督を担う電気主任技術者に対しても、安全管理ルール・手順書の策定やその周知に係る監督を行うことを促していく。
- ルール・手順書化に馴染まないような事項における作業員等による現場での誤判断や一般的な電氣的知識の欠落等によると考えられる事故も発生しているため、KYT（危険予知トレーニング）や基礎的な電氣的知識の習得に係る教育等を行うべき点について周知する。また、作業前に電気主任技術者に事前連絡することで安全な作業につながるところ、当該連絡をせず事故が発生した事例もある。このため、設置者から電気主任技術者に連絡するよう注意喚起する。
- 電気工事業者以外の他業者（例：建設工事業者等）への注意・情報共有不足に起因すると考えられる事故が発生しているため、当該他業者において、作業の際は、電気工作物の設置者経由で電気主任技術者に連絡するよう注意喚起する。また、電力会社による広報など、電気保安に係る啓発を引き続き推進。
- 事故発生状況として、二次請け以上の作業員の事故が発生しているため、発注者や一次請けはもとより、二次請け以上の事業者にも適切に注意喚起が届けられるよう取り組む。
- さらに、令和4年度～令和7年2月までは、もっぱら需要設備と送配電設備のみで感電死傷事故が発生していたが、令和7年3月には太陽電池発電所、令和7年10月には水力発電所の重大事故が新たに発生。今後、こうした他の設備を有する発電事業者等に対しても注意喚起していく。

(参考) 昨年行った関係団体への注意喚起 (令和7年6月)

- 感電死傷事故が増加する夏季の到来前に、広く関係団体への注意喚起を実施。



感電死傷事故に関する注意喚起

令和7年6月12日
経済産業省産業保安・安全グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保にご尽力いただき、誠にありがとうございます。例年、夏季には感電による死傷事故が増加する傾向にあります。特に、令和4年度から令和6年度にかけて発生した作業員の感電死傷に関する重大事故17件のうち、二次請け以上の事業者に属する作業員の重大事故は9件を占めていることが明らかとなりました。また、同期間の第三者の過失等による感電死傷に関する重大事故7件のうち、電気設備に関する工事等以外の作業者が電線路等に接触して感電した重大事故は6件発生しております。このような重大事故においては、工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施について、安全上必要な情報共有や安全な作業に必要な対応等がなされていないことが原因として挙げられます。

夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

(参考) 昨年行った関係団体への注意喚起 (令和7年6月) における事例集

事例2: クレーン車の高圧架空電線接触による第三者の感電死傷事故

- 被災場所: 建設現場
- 事故発生電気工作物: 高圧架空配電線路 (6,600V)
- 電気工作物の設置者: 一般送配電事業者
- 作業目的: 建物改修作業準備
- 事故原因: 感電 (作業者) / 第三者の過失
- 被害者の属性: 建物改修工事業業者
- 被害者の保有資格: 不明
- 被害内容: 電撃症により死亡

<事故概要>

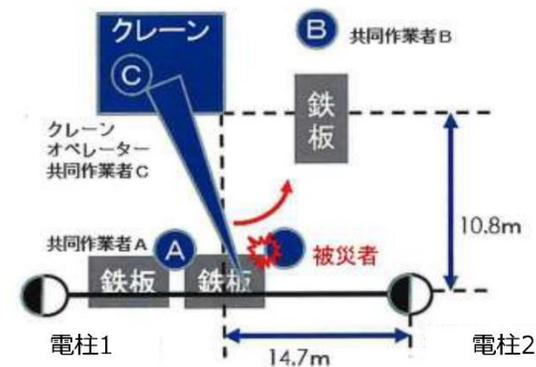
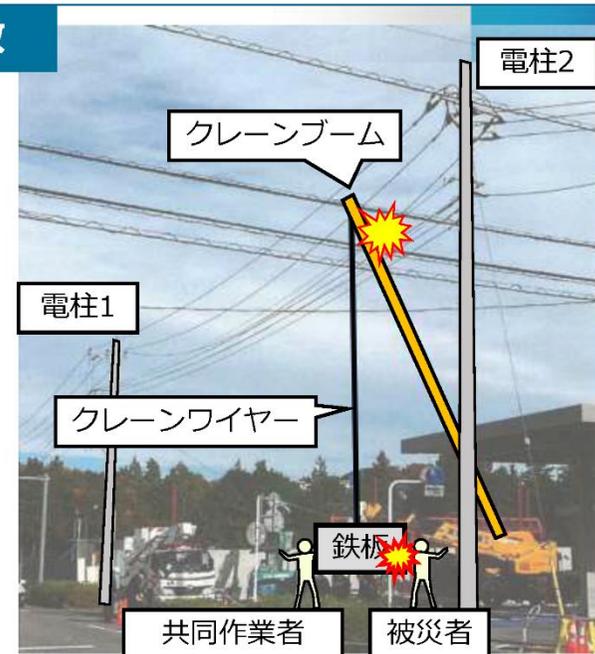
クレーン車で工事用敷鉄板を吊り下げて移動させていたところ、クレーン車のブームが高圧架空電線に接触し、作業を補助していた工事作業者が感電した。

<事故原因>

作業計画の変更があったにもかかわらず、**作業計画変更後にクレーン使用時における電線との離隔距離を再確認しなかったこと**や、**高圧架空電線に建設工事用防護管を取り付けず、かつ、監視員が不在の状況でクレーンを使用したことが要因**でクレーン車のブームが高圧架空電線に接触した結果、絶縁被覆が損傷し、鉄板移動作業を補助していた工事作業者がワイヤーを介して感電したと推定される。

<事業者及び関係者が行った防止対策>

- ・ 工事業業者においては、安全教育を実施。一般送配電事業者から工事業業者に対し、建設工事用防護管の取り付けが必要であることを周知し、指導を実施。
- ・ 一般送配電事業者から加盟団体及び関係機関に対し、感電災害事故の情報を周知し、建設工事用防護管の取り付けを徹底するよう依頼。



(参考) 令和7年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

発生月	事故が発生した設備	二次請け※6 以上	被災類型※7	電気主任技術者の 作業把握状況	事故概要・原因※8
6月	需要設備	—	作業員 事故	事後	<p>概要：電気室高圧配電盤の清掃作業中、作業員が誤って高圧盤充電部に接触し、感電。</p> <p>原因：高圧配電盤での作業における作業ルール・作業手順書が不十分であったことにより、作業員が活線状態を十分に把握できず、素手で清掃作業を実施したため。</p>
8月	需要設備	○	作業員 事故	事後	<p>概要：設備工事の事前調査において、作業員が計画外の作業として分電盤内の負荷電流測定を行った際、誤って充電中の低圧分電盤主幹二次側銅バーに接触し、感電。</p> <p>原因：計画外作業（電流測定）が発生した際の具体的な作業方法等について事前に打合せを行っておらず、本来であれば、無電圧化・遮断措置を実施すべきところ未実施であったこと、さらに感電防止措置を講じずに素手で低圧活線近接作業を実施したため。</p>
8月	需要設備	—	作業員 事故	事後	<p>概要：低圧分電盤のケーブル接続作業の際、作業員が誤って分電盤端子台付近の充電部に接触し、感電。</p> <p>原因：無充電状態で電気工事を行うための操作を電気主任技術者に依頼することを省略したため、本来であれば、無電圧化・遮断措置を実施すべきところ未実施となり、活線状態のまま電気工事を実施したため。</p>
9月	需要設備	—	作業員 事故	事後	<p>概要：電気設備工事の際に作業員が誤って充電中の配線に接触し、感電。</p> <p>原因：作業手順を無視して配電盤の電源を遮断せず、本来であれば、無電圧化・遮断措置を実施すべきところ未実施で電気工事を行い、さらに絶縁手袋を着用せず半袖で作業を実施したため。</p>

(※6) 「二次請け」とは設置者から電気工事等を受注した事業者（一次請け）から、業務の一部又は全部を依頼される事業者。

(※7) 「第三者の過失等」とは電気工事以外の工事等に従事していた業者等が意図せずに被害にあったもの。

(※8) 下線は感電死傷に係る重大事故の直接要因。

(出典) 電気関係報告規則に基づく報告を基に経済産業省において作成（令和8年3月6日現在）

(参考) 令和7年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

発生月	事故が発生した設備	二次請け以上	被災類型	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要・原因
10月	水力発電所	—	作業員事故	事後	<p>概要：キュービクル内で電気設備更新に向けた現地調査を実施中、作業員が誤って断路器付近の充電部に接触し、感電。</p> <p>原因：作業員は充電箇所があることを認識していたものの、<u>危険予知・作業判断能力の不足</u>があったことで、防護設備（アクリル板）を外して充電部が混在する場所に侵入し接近または接触したためと考えられるが、現在調査中。</p>
11月	送配電線路	—	第三者の過失等	—	<p>概要：送電鉄塔に第三者（公衆）が昇塔し、充電部に接触して感電・墜落。</p> <p>原因：第三者の昇塔による事故であり、被災者の昇塔目的は不明。</p>
1月	送配電線路	—	第三者の過失等	事後	<p>概要：高所作業車のバケット上での樹木剪定作業において、作業員が高圧架空電線に接触し、感電。</p> <p>原因：<u>電気工事業者以外の他業者への注意・情報共有不足</u>により、作業員は電線自体の存在を認知し危険性も理解していたが、防護管の必要性を認識していなかったことで一般送配電事業者に防護管取付依頼を行わなかったため。</p>
2月	需要設備	—	作業員事故	事前	<p>概要：年次点検において、絶縁抵抗の測定箇所を、当初予定していたところから、高圧区分開閉器二次側にある高圧ケーブルの接地線接続付近に変更して測定を実施した際に、作業員が近接する高圧区分開閉器一次側の充電部に接触し、感電。</p> <p>原因：<u>作業ルール・作業手順書に不備があったこと</u>により、受電設備の設置形態に適した停電点検手順を定めていなかったこと、さらに電気主任技術者の<u>危険予知・作業判断能力が不足</u>していたことから、高圧ケーブルの絶縁抵抗測定箇所を変更した際に充電中の高圧電路に近接する作業となることへの注意が及ばず通電状態で作業が行われ、絶縁用保護具を未装着であった作業員が体勢を崩して充電部に接触したと推定されるが、現在調査中。</p>

(参考) 令和6年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

発生月	事故が発生した設備	二次請け以上	被災類型	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要・原因
4月	送配電線路	—	第三者の過失等	事後	概要： ビル解体作業のために足場を組んでいた者が、近くの電線に接触し、感電。 原因： 電気工事者以外の他業者への注意・状況共有不足により、請負事業者が一般送配電事業者に電線への防護管等の取付けを依頼しておらず感電防止措置が講じられていなかったうえ、作業員も危険性を認識せずに作業を実施したと考えられるため。
6月	送配電線路	—	作業員事故	事前	概要： 送電線の下に植生していた竹の伐採作業において、竹の先端が電線に接近した際に1線地絡事故が発生するとともに、作業員が感電。 原因： 作業ルール・作業手順書が整備されていなかったことや危険予知・作業判断能力の不足により、緊急対応のため安全な作業方法を十分に検討できず、また上長が現地状況を詳しく把握する手段がなかったことから現地対応者の判断で作業を実施し、さらに接近木伐採のための線路停止が社内でルール化されておらず、計画外の線路停止を回避するためにできるだけ線路を停止せずに伐採を行っていたため。
6月	需要設備	—	作業員事故	事後	概要： 設備工事のため電気室に入った作業員が、誤って低圧ブレーカー盤の充電部に接触し、感電。 原因： 安全管理ルール・手順等が整備されていなかったことにより、電気室の鍵が未施錠で立入禁止の電気室に作業員が一人で入って作業できる状態であったため。
7月	需要設備	—	第三者の過失等	事後	概要： 金網撤去工事に伴う足場建設作業の際、作業員が誤ってPASの電源側に接触し、感電。 原因： 電気工事者以外の他業者への注意・状況共有不足により、設置者と工事発注者と電気主任技術者との間で十分な協議が行われておらず、その結果、PAS電源側に感電防止のための防護管が設置されていない状況で作業したため。
7月	送配電線路	○	作業員事故	事前	概要： 配電柱の建柱工事中、建柱車のブームが高圧充電部に接触し、柱上の作業員が感電。 原因： 作業ルール・作業手順書が整備されていなかったことにより、工事発注会社は建柱位置が確定する前でも防護具の取付け範囲調査や取付工事を制限せず実施可能としていたうえ、作業手順書に防護具・保護具の使用・着用理由などの記載がなかったこと、また工事施工請負会社が作業時のリスクや作業方法について作業毎・場所毎の打合せや共有を協力会社に説明・指示していなかったこと、現場責任者や作業員の知識・理解度等を把握できておらず教育も不十分で危険予知・作業判断能力が不足していたため。

(参考) 令和6年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

発生月	事故が発生した設備	二次請け以上	被災類型	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要・原因
8月	送配電線路	—	作業員事故	事前	<p>概要：高所作業車を使用して配電線近傍の樹木の伐採作業中、ブームを旋回して高圧絶縁電線に近接したところ、バケット上の作業員が感電。</p> <p>原因：作業ルール・作業手順書が整備されていなかったためと推定されるが、感電経路は不明。</p>
8月	需要設備	○	作業員事故	事前	<p>概要：建設現場のキュービクル間での通線作業中、作業員が誤って通電状態の銅バーに接触し、感電。</p> <p>原因：作業ルール・作業手順書が整備されていなかったことにより、元請業者が一次下請業者から活線作業予定の報告を受けておらず作業内容を把握していなかったことに加え、作業員が活線部の防護や絶縁用保護具の着用を行わなかったこと、作業手順書の作成や周知もされていない中で、接触した銅バーが通電されているという認識を持たずに作業を行ったため。</p>
8月	需要設備	—	第三者の過失等	事後	<p>概要：ビルの外壁工事に伴う足場組立作業を行っていた者が受電用高圧ケーブル引込口付近で防災シートを養生しようとした際、高圧充電部に接触し、感電。</p> <p>原因：足場組立作業時に足場組立事業者から防護管施工会社へ防護管取付けの申込はされていたものの未対応であったことにより、当該高圧ケーブルの接続箇所には防護管が取り付けられていなかったため。</p>
9月	需要設備	—	作業員事故	事後	<p>概要：作業員が電源側と負荷側の配線が逆に接続されていたLED照明のコンセントプラグを切り離した際、電源側の充電部に接触し、感電。</p> <p>原因：作業員がコンセントプラグを切り離す際に主電源や回路の電源を開放せず、本来であれば、無電圧化・遮断措置を実施すべきところ未実施で作業を行い、さらに電氣的構造・回路の理解不足により別の作業員が電源側と負荷側の配線を逆に接続していたことで充電状態となっていた電源側に接触したため。</p>
9月	需要設備	○	作業員事故	事前	<p>概要：電気設備の点検作業中、作業員が給電ボックスの亚克力板を外して手を入れ、誤って充電部に接触し、感電。</p> <p>原因：危険区画への侵入禁止の徹底不足により、給電装置の目視点検作業中、給電ボックスの亚克力板が汚れていたため作業員が工具で亚克力板を取り外して充電部を解放し、その際に何らかの理由で給電ボックス内に手を入れて誤って充電部に接触したため。</p>

(参考) 令和6年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

発生月	事故が発生した設備	二次請け以上	被災類型	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要・原因
10月	需要設備	—	第三者の過失等	事後	<p>概要：工場の屋上で足場解体作業をしていた者が劣化により充電部が露出していた低圧電線に接触し、感電。</p> <p>原因：電気工事業者以外の他業者への注意・情報共有不足により、工事対象箇所の事前確認をしていなかったことに加え、充電部の上位に漏電ブレーカが設置されておらず漏電検知による遮断ができなかったこと、保安規程に基づく絶縁抵抗測定を実施していなかったこと、さらに危険区画への立入禁止の徹底不足により、低圧電線に警告テープを貼付していたものの被災者に電氣的な知識がなく充電部が露出していることに気付かなかつたため。</p>
11月	送配電線路	—	第三者の過失等	事後	<p>概要：配電柱周辺の樹木を伐採するため昇柱していた者が、活線状態で伐採作業を行った際に電線被覆を損傷させ、損傷箇所に接触し、感電。</p> <p>原因：電気工事業者以外の他業者への注意・情報共有不足及び危険区画への立入禁止の徹底不足により、伐採作業者が電柱周辺の樹木を伐採するため昇柱し、活線状態で変圧器周辺の伐採作業を行った際に電線の被覆を損傷させ、その損傷箇所に手が接触したため。</p>
11月	需要設備	○	作業員事故	事前	<p>概要：変圧器撤去に向けて、保護フェンスを取り外す作業の段取り確認中に、作業員が課電中のケーブルヘッド等に近接若しくは接触し、感電。</p> <p>原因：当日実施の試験では接続不要であったにもかかわらず試験設備からの渡りケーブルにより課電されていたこと、作業ルール・作業手順書が整備されていなかったことにより、設備工事時の確認事項や取り決めに関する情報共有が不十分であったこと、危険区画への立入禁止の徹底不足により工事関係者等の部外者が作業する場合の立入禁止対策が機能していなかったこと、さらに工期や作業範囲などの重要な情報が文書化されず不明確なまま工事が開始されたことなど、作業準備が不十分であったため。</p>
3月	太陽電池発電所	—	作業員事故	事後	<p>概要：太陽電池モジュールの移設工事中、作業員の誤接続により火花が発生したため回路を切り離そうとしたところ、アークが発生し、感電。</p> <p>原因：電氣的構造・回路の理解不足により、モジュール配線作業の誤接続で高電圧が発生したストリングのN極側が接続箱で他回路のN極と接続され、また地絡箇所があったことで回路が形成され、残置されたP極側の配線が架台に接触して火花が発生し、その状態で被災部のコネクタを開放したことによりアークが発生したため。</p>

(参考) 令和5年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

発生月	事故が発生した設備	二次請け以上	被災類型	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要・原因
4月	需要設備	—	第三者の過失等	—	<p>概要：老人施設の入居者がベランダから電柱に飛び移り、配線（設置者管理側）に接触し、感電。</p> <p>原因：被災者（公衆）が動機不明のまま施設建物から構内柱に昇柱し、持っていた刃物（包丁）でPAS負荷側電線のコネクタカバーを切り付けたため。</p>
9月	需要設備	○	作業員事故	事後	<p>概要：ホテルから照明関連設備の工事を受託した作業員が、3系統ある電源系のうち1系統のみ切り、作業を行っていたところ、充電中の系統を作業してしまい、感電。</p> <p>原因：工事の実施に当たって求めている電気主任技術者への連絡を怠り、適正な監督や意見を受けることができなかったことにより、本来であれば、無電圧化・遮断措置を実施すべきところ未実施となったため。また、夏季における身体条件に起因する要因（発汗）も影響した。</p>
9月	需要設備	○	作業員事故	事後	<p>概要：新築ビルの工事現場において、電気工事を請け負う事業者の作業員が、キュービクルに入り充電部に触れ、感電。</p> <p>原因：電気工事作業員が当日の予定にはなかった作業を実施し、危険区画への立入禁止の徹底不足で充電中のキュービクル内に侵入したため。</p>
9月	需要設備	—	作業員事故	事後	<p>概要：保安全管理業務の外部委託先移行に伴い、新たな受託先として、現場の事前調査及び挨拶のために現場にきた作業員が、キュービクル内部に入り、充電部に触れ、感電。</p> <p>原因：本来であれば、無電圧化・遮断措置を実施すべきところ未実施であったことにより、作業員が設備の容量や機器銘板などの設備状況を確認しようと、通電中のキュービクル内にアクリルパネルを外して入った際、充電部に接触したため。</p>
11月	需要設備	○	作業員事故	事前	<p>概要：キュービクル増設工事のため、特高受電所において、作業説明を実施中に、説明者が当該受電所の充電部に触れ、感電。火災も発生し、説明を聞いていた他の作業員がやけど。</p> <p>原因：作業ルール・作業手順書の整備が不十分であったことに加え、危険区画への立入禁止の徹底不足により、工事の準備段階で現場代理人が作業手順外の指示（保護パネルの事前取外し）を行っており、予定外の行動であったことで、電気主任技術者の立会いや検電作業、短絡接地線の取付を実施しておらず、さらに被災した作業員が作業内容を他の作業員に説明しようと高圧盤内に体を入れたため。</p>

(参考) 令和4年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

発生月	事故が発生した設備	二次請け以上	被災類型	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要・原因
5月	送配電線路	○	作業員事故	事前	<p>概要：地中電線路の地上機器内部を確認中に充電部に接触した作業員が感電。</p> <p>原因：本来であれば、無電圧化・遮断措置を実施すべきところ未実施であったことにより、当該機器が充電状態であったが、検電を実施せずに作業を開始しており、さらに統括責任者から作業責任者への周知等が不十分であったことから作業内容が十分に理解されておらず、その上作業員が安全帽を脱いだ状態で地上機器内部に頭部を入れて充電部に接触したため。</p>
7月	需要設備	—	作業員事故	事後	<p>概要：工場の機械の修理作業中に、絶縁部を損傷し作業員が感電。</p> <p>原因：電氣的構造・回路の理解不足により、定期点検・修理作業において作業員が単独で充電状態の装置内制御回路配線を圧着接続しようとした際に絶縁部を損傷させたことに加え、点検・修理作業時にはブレーカーを開放して無充電で作業を行う規則があったにもかかわらず手順通りに作業を行わず、本来無電圧化・遮断措置を実施すべきところ未実施であったこと、さらに被災した作業員が絶縁用保護具等も未使用であったため。</p>
8月	送配電線路	—	作業員事故	事後	<p>概要：電線に倒れ掛かっている竹の伐採作業中に、作業員が高圧線に接触し、感電。</p> <p>原因：危険予知・作業判断能力の不足により、高圧近接作業で実施すべき監視者の配置や適切な工具の使用を行わずに作業員が昇柱して竹を伐採した結果、高枝切バサミの先端（金属部）が高圧線充電部に接触したため。</p>
8月	需要設備	○	作業員事故	事後 (作業計画の承認はしたが、点検箇所の配線状況が現況と異なることを知らされず)	<p>概要：高圧キュービクル盤内の定期点検時に作業員が感電。</p> <p>原因：電気工事の仕様確認や電気主任技術者の承認に関する作業ルール・作業手順書が明確でなかったことにより、電気主任技術者が作業計画の承認はしたものの点検箇所の配線状況が現況と異なることを知らされず、さらに作業員が電気主任技術者に確認せず作業を実施したため。</p>

(参考) 令和4年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

発生月	事故が発生した設備	二次請け以上	被災類型	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要・原因
8月	需要設備	—	作業員事故	事後	<p>概要：工場内のクレーン上部の点検時に、天井のトロリー線に接触した作業員が感電。</p> <p>原因：クレーンのパンタグラフの滑車がトロリー線から外れた際、<u>危険予知・作業判断能力の不足</u>により、従業員が電源を切らずに点検のためクレーン上まで登り、トロリー線に接触したため。</p>
9月	送配電線路	—	第三者の過失等	事後	<p>概要：自治体からの委託で街路樹の剪定を行っていた者（高所作業車使用）が送電線に接触し、感電。</p> <p>原因：<u>電気工事業者以外の他業者への注意・情報共有不足</u>により、発注者が送電線下作業の危険性について施工会社に十分注意喚起していなかったことに加え、施工会社も送電線の存在と安全離隔距離は認識していたものの、剪定作業終了後に高所作業車を上昇させたことを誰も確認しておらず、送電線への接近の注意喚起ができなかったため。</p>
11月	需要設備	—	作業員事故	事後	<p>概要：点検作業員が高圧受配電盤の充電部に接触し、感電。</p> <p>原因：当日業務に関する確認・調査のために電気施設を訪れた点検作業員が、何らかの要因で高圧受配電盤の充電部に接触して感電したと推定されるが、<u>事故の詳細な状況については不明</u>。</p>
12月	送配電線路	—	第三者の過失等	事後	<p>概要：第三者の工事用クレーンが、高圧架空電線に接触。クレーン作業を補助していた者がクレーンがつり下げている鉄板に接触し、感電。</p> <p>原因：<u>危険予知・作業判断能力の不足</u>により、作業計画変更後にクレーン使用時の電線離隔の再確認を怠ったことに加え、クレーンが電線に接近する現場で建設工事用防護管の取付を依頼せず、監視員も不在の状況でクレーンを使用したため。</p>